

【二次抽選にて当選した方向け】

プレジャーボート使用者承認手続概要

二次抽選にて当選し標旗交付を希望する方は、下記の①および②の手続きが必要となります。

①必要書類の提出

下記の全ての提出書類（ア～ウ）を事務局へ提出してください。返信用封筒は不要ですが、提出にかかる費用は申請者の負担となります。

提出する際には、複数名をまとめて送付せずに、承認者ごとに提出するようにしてください。

なお、切手の超過額や提出物以外に送付された物は、原則、返却いたしませんので御注意願います。

また、郵便料金不足で提出書類が事務局に配達された場合には受け取らず、郵便局へ送り返しますので御注意願います。

ア 確認書（5ページ目に掲載）

※ 必ず整理番号を記入してください。

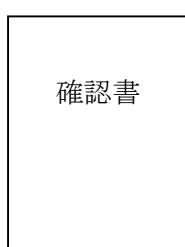
イ 本人確認書類

※ 運転免許証の写しなど、申請者本人の住所・氏名を証明できるものの写し。

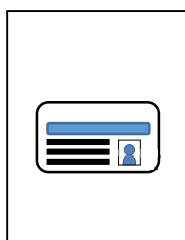
ウ 顔写真1枚

※ 縦45mm×横35mm、申請者本人のみを写したもの、正面・無帽・無背景であること、鮮明であるもの、6か月以内に撮影したもの。

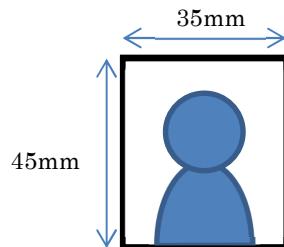
※ 写真の裏面に申請者の名前および整理番号を記載すること。



ア. 確認書
(5ページ目に掲載)



イ. 本人確認書類の写し



ウ. 顔写真 1枚
(裏面に氏名・整理番号を記入)

【必要な書類の提出締め切り】

(郵送で提出の場合) 令和8年3月20日(金曜日) 当日消印有効

(窓口へ提出の場合) 令和8年3月20日(金曜日) 17時まで

※窓口の対応時間は9時~17時です。ただし、令和7年12月24日は13時~17時です。

本人確認書類および顔写真は事務局が保管し、承認者の本人確認のために使用し、その他の用途に用いることはありません。

提出先(窓口) 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局(滋賀県庁水産課内)
問い合わせ 電話: 077-528-3872

②手数料の支払い

標旗交付に必要な手数料2,850円(承認1件あたり)をお支払いください。

支払い方法については、下記(1)もしくは(2)のみの対応となります。現金および滋賀県収入証紙によるお支払いはできませんので、あらかじめご了承ください。

【支払い方法】

(1) しがネット受付サービスによる手続き《クレジットカード決済のみ対応》

URL: <https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/2025second>

令和7年12月24日(水曜日)13時から受付開始



← しがネット受付サービス用 2次元コード

(2) 窓口における手続き《クレジットカード、コード決済、電子マネー対応》

琵琶湖海区漁業調整委員会事務局(滋賀県庁水産課内)までお越しください。

窓口での手続きは9時~17時までとなっています。ただし、令和7年12月24日(水曜日)は13時~17時です。

【支払い手続きの締め切り】

(しがネット受付サービスによる手続き) 令和8年3月20日(金曜日) 23時59分まで

(窓口での手続き) 令和8年3月20日(金曜日) 17時まで

2. 承認者への標旗の送付

指定された期間内に必要書類の提出および手数料の支払い手続きを完了されたのを確認したうえで、申請時にご登録いただいたご住所へ標旗およびその他の案内をお送りいたします。なお、標旗は承認の証となりますので、紛失などされないよう十分にご注意ください。また、受付開始直後は申請が集中することが予想されるため、承認発送作業に時間がかかる場合がございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

3. 採捕状況報告

承認者は遊漁の終了後、以下①、②のいずれかの方法により採捕状況を報告してください。

① ビワマス遊漁採捕報告の専用ページを利用した採捕状況報告

※採捕報告の専用ページを開設します。承認者には専用ページの URL、ログイン ID、パスワードをお知らせします。専用ページでの採捕報告は釣行毎に可能です。積極的に御利用いただき迅速な採捕状況の把握に御協力ください。

② 採捕状況報告書（様式第3号）への記入、郵送

報告期限：令和8年7月31日まで（郵送の場合は当日消印有効）

報告期限までに報告がなかった方は、R8-9シーズンの承認を行いません。必ず期限までに報告をお願い致します。

■ 承認者が守るべきルール

- ・令和8年7月1日以降はプレジャーボートでの引縄釣等は行わない。
- ・釣行中は必ず船舶に標旗を掲げる。
- ・竿を使用しない引縄釣は行わない。
- ・竿数は1承認当たり2本以内とする。
- ・釣針の数は竿1本につき1個（シングルフック）。
- ・全長30cm以下のビワマスは採捕しない。
- ・保持（キープ）および持ち帰るビワマスは1承認1日あたり5尾以内とする。
- ・漁労中の他船から1kmの範囲内および敷設された漁具から300mの範囲内で引縄釣等を行わない。

■ 漁具被害の防止

刺網などの漁具に、ビワマス釣りの仕掛けが引っ掛けたり漁具が破損する被害が多数報告されています。この承認制度は漁業との調整の上で成り立っています。漁具の近くでは引縄釣等は行わないでください。

万が一、漁具に仕掛けを引っ掛けてしまった場合に備え、ダウンリガーに承認番号を記載しておくなど、トラブル解決が図れるよう協力をお願いします。現に引っ掛けた場合は無理に引っ張らずに仕掛けを切り、引っ掛けた日時、場所、その他の状況を滋賀県水産課（077-528-3872）に連絡してください（平日8:30-17:15）。

■ 他人名義の使用、承認証および標旗の貸借の禁止

他人名義での申請はできませんので、必ず採捕をされる本人が申請してください。また、標旗は他人へ貸与することはできません。

他人名義での申請や標旗の貸借を確認した場合は、承認を取り消すことがあります。

また、標旗の貸借が確認された場合、確認した次のシーズンの承認を行わない場合がありますので、くれぐれも他人名義での申請や標旗の貸借をしないでください。

■ 標旗（承認旗）の取扱いについて

採捕行為中は使用船舶に標旗を掲揚することと委員会指示で定められていますので、必ず掲揚してください。

○釣行時は人数分の標旗をよく見える所に掲揚してください。

○委員会指示に従わない場合は、承認の取消し、次回の承認をしない措置をとることがあります。

○標旗を紛失される方が多いので、取扱いには十分注意してください。

R7-8 シーズン用

確 認 書

(プレジャーボート使用者用)

令和7年9月30日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号による琵琶湖における「遊漁者による引繩釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまして行う釣漁法をいう。）および引繩釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）」の承認にあたり、下記のことを確認いたします。

記

- 1 令和7年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号の規定に基づく承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項3（1）に定める、いずれの承認基準も満たしています。
- 2 本委員会指示および関係法令等を順守します。
- 3 採捕したビワマスを販売しません。また、自ら経営する飲食店等で提供しません。
- 4 採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に、無償であっても持ち込みません。
- 5 ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
- 6 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
- 7 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

上記のことと反した場合は、承認および標旗を返納します。

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

年 月 日

整理番号

住所

氏名（署名）

※記名と押印をもって署名に代えることができます

様式第3号（プレジャーボート使用者用）

引縄釣等の採捕状況報告書
(プレジャーボート使用者用)

釣行無しの方は1 と記入してください→		承認番号	第	号
		氏名		

- 出航日ごとに記入してください。
 - 承認期間終了後は、報告期限までに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。なお、ビワマス採捕報告の専用ページで報告された場合は本様式の提出は不要です。
 - 本様式は機械で読み取ります。「釣行水域」欄・「使用した船」欄以外の欄には数字以外の文字を書かないようお願いいたします（～尾、～本、第～号などの文字や斜線、○や×の記号など）。
 - 当委員会事務局の承認を受けたガイド船（遊漁船業者船）に乗船して採捕したビワマスについては報告不要です。

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）

電話 077-528-3872